

I 策定の趣旨等

1 策定の趣旨

障害者制度が大きく変化する過渡期の現在、制度改革の方向性を見据えながら、これまでの施策の達成状況等をふまえつつ、東日本大震災からの復興を推進し、障害の有無にかかわらず誰もが安全に安心して生活できるまちの実現に向け、新たな「障害者保健福祉計画」及び「第3期障害福祉計画」を策定します。

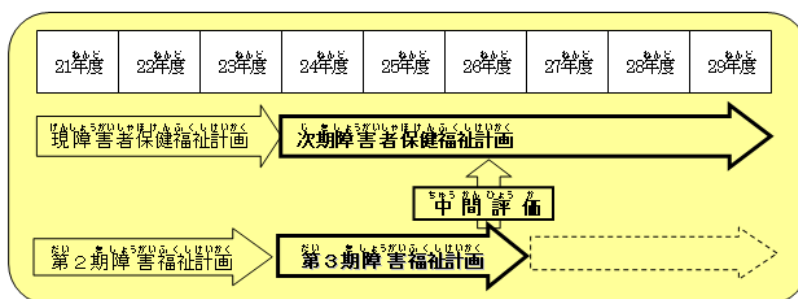
2 計画の位置づけ

障害者保健福祉計画は、仙台市基本計画及び仙台市震災復興計画をふまえながら、本市の他計画と連携し、保健福祉をはじめとする様々な分野にわたる施策を総合的に推進するための計画であるとともに、障害者基本法の市町村障害者計画として位置づけます。

第3期障害福祉計画は、障害者自立支援法に定める障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画として策定するとともに、「障害者保健福祉計画」の前期3年間の障害福祉サービス等の提供に係る実施計画として位置づけます。

3 計画期間等

障害者保健福祉計画は、平成24年度から平成29年度までの6年間、第3期障害福祉計画は、平成24年度から平成26年度までの3年間とします。



II 現状・計画の進捗等

1 現状及び課題

- 障害者手帳所持者数は増加、障害福祉サービスの利用者も年々伸びており、今後も同様と見込まれます。また、社会状況の変化や法改正により、「障害者」の範囲は拡大し、これにあわせた施策の推進が求められています。
- 障害のある方やその家族の高齢化が進んでおり、ライフ・ステージに応じた、きめ細かな支援が必要となっています。
- 平成22年度調査の就労状況では、身体障害者や難病患者は常勤の割合が高いものの、知的障害者や精神障害者は福祉施設での生産活動の割合が高く、また、収入に対する不満が多いなど、障害の特性や状態に応じた支援が必要となっています。

(4) 障害のある方に対する差別や理解の状況について平成18年度と平成22年度の調査を比較すると、大きな変化はみられず、権利擁護とその推進が一層必要となっています。

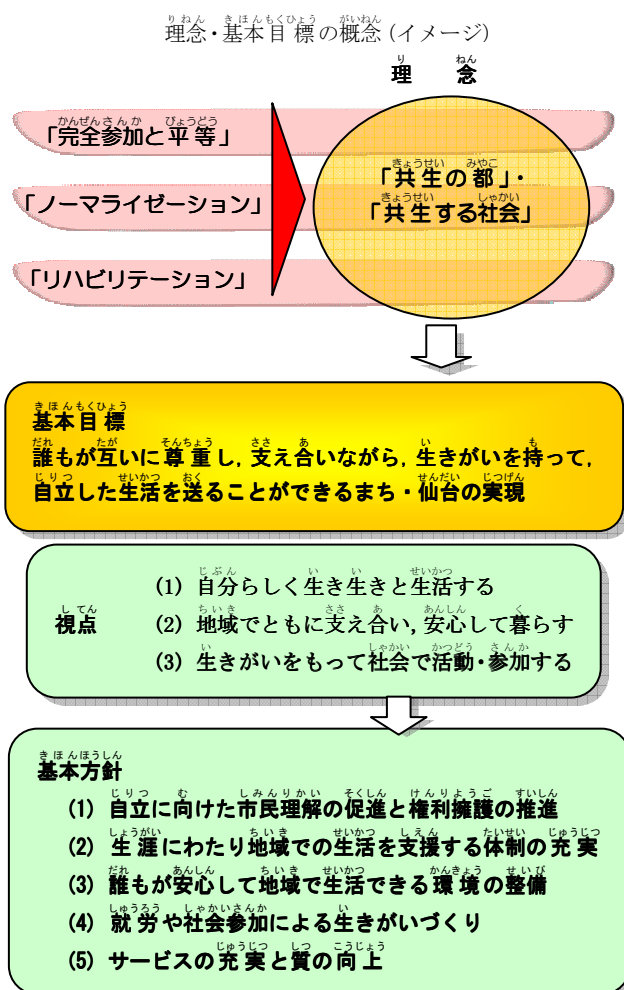
(5) 本市財政が厳しさを増す一方、ニーズの増加や多様化に対応するため、事業を検証し、必要に応じた見直しを行いながら、緊急性や重要性に応じた施策の展開が求められています。

(6) 震災からの復興を進める中、被災者の心のケア等の支援を行いながら、災害があっても安全に安心して暮らすことができるような防災対策等を講じていく必要があります。

2 障害者保健福祉計画(18～23年度)及び第2期障害福祉計画(21～23年度)の進捗等

両計画とも、障害者自立支援法施行による大きな変革の中、障害のある方が安心して地域生活ができるよう課題を克服しながら、施策の推進に努めてきました。計画策定にあたっては、今後見込まれる制度改正に対応するとともに、ニーズを的確にとらえ、必要なサービス、支援を提供していくことが求められています。

3 III 基本目標及び基本方針



1 基本目標

これまでの障害者保健福祉計画の基本理念とこれまで本市の施策の取り組み状況や現状及びその課題等をふまえて、仙台市総合計画2020に掲げる都市像「共生の都」、障害者基本法の目指す社会像「共生する社会」の実現に向けた施策を総合的・計画的に推進していくため、基本目標を定めます。

基本目標の実現にあたっては、3つの視点に立って施策を推進します。

2 基本方針

基本目標を実現するための施策の方向性として5つの基本方針を定めます。

IV 施策体系等

1 施策体系

基本目標のもと、基本方針にそって施策を体系的に整理し、総合的に推進します。

1 自立に向けた市民理解の促進と権利擁護の推進
(1) 市民理解と相互交流の促進
(2) 障害者の権利擁護や虐待防止対策の推進
2 生涯にわたり地域での生活を支援する体制の充実
(1) 相談支援体制の強化
(2) 障害児に対する支援の充実
(3) 障害特性等に対応した支援の充実
(4) 保健・医療の推進
3 誰もが安心して地域で生活できる環境の整備
(1) 地域で生活していくための環境整備
(2) 誰もが生活しやすいまちづくりの推進
(3) 震災を踏まえた災害対応の強化
4 就労や社会参加による生きがづくり
(1) 障害者就労支援体制の充実
(2) 多様な就労による生きがづくり
(3) スポーツ・文化・芸術活動への支援
(4) 障害者自身による主体的な社会的活動支援
5 サービスの充実と質の向上
(1) サービスを選択できる環境の整備
(2) 人材の育成・確保

2 重点プロジェクト

本計画では、緊急に取り組むべき施策や重点的に取り組むべき課題に対応するため、5つの「重点プロジェクト」を定めます。

(1) 震災からの復興施策の推進

- 震災を教訓とした災害時等における障害のある方への支援体制の充実
- 被災した障害者支援施設等の復旧や「こころのケア」の対応強化
- きめ細かな支援を提供するための相談支援体制の強化

(2) 障害児への支援の充実

- 学校・施設等関係機関の連携による幼児期から成年期まで一貫した支援の推進
- 生活の基礎が培われる時期である就学前の療育体制の強化
- 放課後等デイサービスなどの放課後の居場所づくりの推進

(3) 就労支援体制の推進

- ・関係機関のネットワークによる職業能力開発等や福祉的就労の充実
- ・企業に対する広報や就労機会創出の働きかけ等総合的な就労支援

(4) 精神障害者への施策の充実

- ・精神疾患・精神障害に関する理解の普及啓発
- ・精神科救急システムの整備
- ・退院や地域移行の支援，就労支援施策との連携などによる施策の充実

(5) 障害の重度化・多様化への対応の強化

- ・重い障害のある方の地域生活のためのサービス提供や社会参加などの推進
- ・発達障害や難病患者等様々な障害のある方に対する就労や相談などの支援の充実

V 第3期障害福祉計画の数値目標等

1 数値目標

障害のある方の自立支援の観点から，国の基本指針に即し，本市における第1期計画及び第2期計画期間中の実績等を踏まえた数値目標を設定します。

(1) 施設の入所者の地域生活への移行

平成17年10月1日時点の施設入所者数689人を基準に数値目標を設定します。地域移行者数は，平成26年度末までに，689人の40%に当たる275人の地域移行を目指します。平成26年度末時点の施設入所者数は，689人の25%に当たる172人少ない，517人となります。

項目	第3期計画目標	第2期数値目標
施設入所者の地域生活への移行者数	275人	172人
施設入所者数	517人	591人

(2) 福祉施設から一般就労への移行

平成26年度において，平成17年度実績の19人の5倍以上，100人の移行を目指します。

また，福祉施設利用者4,182人のうち15%の628人が就労移行支援事業を利用し，就労継続支援事業の利用者の15%が就労継続支援（A型）事業を利用することを目指します。

こゝろ 目 項 目	だい きげいかくもくひょう 第3期計画目標	だい きすうちもくひょう 第2期数値目標
ふくしせつ いっぱんしゅうろう いこうしゃすう 福祉施設から一般就労への移行者数	100人	76人
しゅうろういこうしえんじぎょうりようしゃすう 就労移行支援事業利用者数	628人	—
しゅうろうけいぞくしえん がた じぎょうりようしゃわりあい 就労継続支援(A型)事業利用者割合	15.0%	—

2 障害福祉サービス等の提供体制確保のための方策等

訪問系サービス、日中活動系サービス、居宅系サービスについては、現行のサービス事業所によるサービス提供を基本に、グループホームやケアホームなど需要の増加が見込まれるサービスについて、事業者に対して適切な情報提供に努め、その拡大を図り、必要な実施体制と見込量を確保してまいります。

利用計画の策定をはじめ、施設や病院からの地域移行、障害のある方が身近な地域で暮らし続ける支援の充実を図っていくため、各区保健福祉センター、専門相談機関及び指定相談支援事業所等が連携しながら、相談支援機能を強化し、見込量の確保に努めます。

また、事業者への指導等を通し、利用サービスの質の向上を図ってまいります。

3 地域生活支援事業提供体制確保のための方策等

相談支援事業については、地域自立支援協議会の各区設置を進める等、相談支援体制の再編強化に取り組むとともに、一人ひとりに即したサービスの利用を援助する質の高いケアマネジメント、必要な情報の提供等を行う相談支援体制の確保を図ってまいります。

発達相談支援センター運営事業については、北部及び南部の発達相談支援センター2館体制により支援を行ってまいります。

地域活動支援センター運営事業については、障害特性等に応じた活動の機会や場の提供の確保を図ってまいります。

成年後見制度利用支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付事業及び移動支援事業等の各種事業については、現体制を基本にサービス提供体制を確保します。

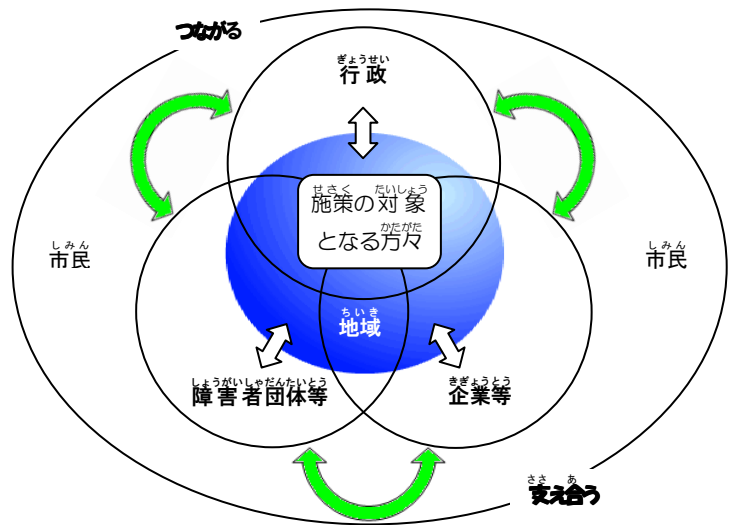
VI 計画の推進

計画の推進にあたっては、各主体の連携・協調のもと、震災からの復興に向けたまちづくりを推進しながら、障害の有無にかかわらず誰もが安心して地域生活ができるような支援体制の整備を進め、社会全体で障害のある方を包み込み、自立と社会参加等を支援していきます。

また、本市の厳しい財政状況や社会情勢の変化等に応じ、必要な見直し等を行い、施策の重点化を図るとともに、新たに設置する審議会において、継続的に計画の進捗状況を点検・評価し、見直しや次期計画に反映させていきます。

1 各主体の役割

施策の推進にあたっては、行政はもちろんのこと、障害者団体等、企業等、地域、市民等との協働・連携が必要で、各主体がつながり、支え合いながら、社会全体の取り組みとして進めていきます。



2 推進体制

障害者基本法の改正を受け、現在の障害者施策推進協議会を改め、新たな審議会として立ち上げ、障害者保健福祉計画及び第3期障害福祉計画の進捗状況の監視（モニタリング）を通し、計画を評価し、その結果を公表し、必要に応じて見直しを行うとともに、次期計画や施策等に反映させていきます。

せんだいししょうがいしゃほけんふくしけいかく だい きせんだいししょうがいふくしけいかく ちゅうかんあん
仙台市障害者保健福祉計画・第3期仙台市障害福祉計画(中間案)

たい いけん ほしゅう
に対するみなさまのご意見を募集します

せんだいししょうがいしゃほけんふくしけいかく および だい きせんだいししょうがいふくしけいかく こえ
「仙台市障害者保健福祉計画」及び「第3期仙台市障害福祉計画」について、みなさまの
けいかく ほんえい いけん き
を計画へ反映させるため、ご意見をお聞かせください。

いけん ていしゆつほうほう
意見の提出方法

にんい しょしき つぎ じこう きにゆう せんだいししょうがいきかくか おく
任意の書式に、次の事項を記入し、仙台市障害企画課までお送りください。

- じゅうしょ ほうじん だんたい ばあい しょざいち
・ 住所（法人や団体の場合：所在地）
- しめい ほうじん だんたい ばあい ほうじんめい だんたいめい だいひょうしゃしめい
・ 氏名（法人や団体の場合：法人名または団体名と代表者氏名）
- ちゅうかんあん たい いけん ようしきじゆう
・ 中間案に対するご意見（様式自由）

ほうほう 方法	あてさき 宛先
ゆうそう 郵送	〒980-8671 せんだいし しょうがいきかくか 仙台市 障害企画課 (ゆうびんばんごう な とど 郵便番号とあて名だけで届きます)
ファクス	022-223-3573
eメール	shogai-keikaku@city.sendai.jp

せんだいし おく
仙台市ホームページからも送ることができます。詳しくは下記URL をご覧ください。

http://www.city.sendai.jp/fukushi/shogai/keikaku/1201086_1719.html

いけん ほしゅうしめきり
意見募集〆切

へいせい ねん がつはつか きんようび ひつちやく
平成24年1月20日（金曜日）（必着）

といあ さき
お問い合わせ先

せんだいししょうがいきかくか
仙台市障害企画課 TEL 022-214-8163